建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成26年４月23日

九州地方整備局長　岩﨑　泰彦

１　処分をした年月日　平成26年３月31日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社サンセイ　園田　宏一　福岡県春日市塚原台１―122―２　国土交通大臣許可（般―24）第24911号
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（電気工事業、管工事業に関する一般建設業の許可）
４　処分の原因となった事実　平成26年１月９日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成26年４月23日

九州地方整備局長　岩﨑　泰彦

１　処分をした年月日　平成26年３月31日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社クキタ　久木田一仁　熊本県水俣市浜松町５―33　国土交通大臣許可（般特―23）第19263号
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（管工事業に関する特定建設業の許可）
４　処分の原因となった事実　平成26年２月７日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成26年４月23日

九州地方整備局長　岩﨑　泰彦

１　処分をした年月日　平成26年３月31日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　有限会社ミナト建設　西園　卓悦　鹿児島県日置市伊集院町下神殿114―６　国土交通大臣許可（般―23）第24123号
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（電気工事業に関する一般建設業の許可）
４　処分の原因となった事実　平成25年12月20日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成26年４月23日

九州地方整備局長　岩﨑　泰彦

１　処分をした年月日　平成26年３月31日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　有限会社オール　小西　昌彦　福岡県嘉麻市鴨生字別田94―12　国土交通大臣許可（般―21）第20742号
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（大工工事業、造園工事業に関する一般建設業の許可）
４　処分の原因となった事実　平成26年２月24日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成26年４月23日

九州地方整備局長　岩﨑　泰彦

１　処分をした年月日　平成26年３月31日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　九州ゴム製品株式会社　髙﨑　元徳　福岡県北九州市八幡東区前田１―11―１　国土交通大臣許可（般―24）第16014号
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（とび・土工工事業、板金工事業、防水工事業、建具工事業に関する一般建設業の許可）
４　処分の原因となった事実　平成26年２月24日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成26年４月23日

九州地方整備局長　岩﨑　泰彦

１　処分をした年月日　平成26年３月31日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　ロハス電力株式会社　山之内　博　福岡県福岡市中央区渡辺通２―１―82　国土交通大臣許可（特―24）第24910号
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（建築工事業、屋根工事業、電気工事業に関する特定建設業の許可）
４　処分の原因となった事実　平成26年３月４日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成26年４月23日

九州地方整備局長　岩﨑　泰彦

１　処分をした年月日　平成26年３月31日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　豊建設工業株式会社　梶原　澄雄　大分県中津市大字是則1306　国土交通大臣許可（般特―23）第429号
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（土木工事業、建築工事業、大工工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロツク工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業、ほ装工事業、しゆんせつ工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、建具工事業、水道施設工事業に関する特定建設業の許可）
４　処分の原因となった事実　平成25年12月13日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

マンション管理業者の業務停止処分の公告

マンション管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第82条の規定に基づく処分をしたので、同法第84条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成26年４月23日

近畿地方整備局長　池内　幸司

１　被処分者
⑴　商号　大阪ガスコミュニティライフ株式会社
⑵　代表者氏名　武枝　和彦
⑶　主たる事務所　大阪府大阪市中央区瓦町２丁目３番10号
⑷　登録番号　大臣⑶第061446号
⑸　登録年月日　平成24年８月７日
２　処分年月日　平成26年４月14日
３　処分内容　マンションの管理の適正化の推進に関する法律第82条に基づく業務停止命令（90日間）
⑴　業務停止期間　平成26年４月29日から平成26年７月27日まで
⑵　停止を命ずる業務の範囲
マンション管理業に係るすべての業務。ただし、業務停止の開始日前に締結された管理受託契約の同一の条件による更新及び業務停止の開始日前に締結された管理受託契約に基づく管理事務並びに業務停止の開始日前に締結された停止条件付き契約（一の管理組合の構成員全員に対して、分譲後の管理受託契約を約するものに限る。）が業務停止期間中に効力発生した場合における、当該管理受託契約に基づく管理事務を除く。

相続権主張の催告

次の被相続人の相続財産に対し相続権を主張する者は、催告期間満了の日までに当裁判所に申し出てください。

平成２６年（家）第３００３８号

茨城県水戸市南町１丁目３番27号　水戸ビル２階
申立人　篠﨑　和則
本籍茨城県ひたちなか市大字勝倉1504番地１、最後の住所本籍に同じ、死亡の場所茨城県東茨城郡茨城町、死亡年月日平成24年11月１日、出生の場所山形県米沢市、出生年月日昭和19年１月１日、職業会社役員
被相続人　亡　楠田　昌男
催告期間満了日　平成26年11月10日

水戸家庭裁判所